兵庫県公報

平成24年1月27日 金曜日 第 2357 号

発 行 人 庫 県 兵 神戸市中央区下山手通

5丁目10番1号 毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告示	^° →`y``
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法 律に基づく指定医療機関の指定(社会援護課)	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出(同) ····································	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出(同)	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定(同)	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止の届出(同)	4
●に塞りて相足が破機関の廃血の油田(同) ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法 律に基づく指定施術者の指定(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
年に基づく相定施帆者の相定(同) ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法 律に基づく指定施術者の廃止の届出(同) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
○ 介護保険法に基づく勧告に係る措置をとるべきことの命令(高齢社会課)	4 5
○ 同 上 (同)	5 5
○ 建築士法に基づく免許の取消し(建築指導課)	6
○ 西神第3地区工業団地造成事業に係る工事完了の届出(神戸県民局)	6
公告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(県民生活課)	7
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請(同) ····································	7
○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第3項に基づく対 策工事等完了公告(阪神南県民局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
労働委員会公告 ○ 審査の期間の目標及び審査の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

告

兵庫県告示第79号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定

平成24年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
明石市立市民病院	明石市鷹匠町1一33	地方独立行政法人明石市立 市民病院	平成23年10月1日
フタツカ薬局明石太寺店	店 同 市太寺大野町2651 株式会社セプタ		同 年12月1日
宮田整形外科クリニック	同上	宮 田 啓 介	同
あおば薬局	おば薬局 加古川市加古川町備後字田中67―1		同
くるみ薬局	西脇市黒田庄町田高字柳原313—126	有限会社日東	同

ファミリーセンター歯科	宝塚市中山桜台2-2-1 中山ファミリーセンター2F	山野上 幹 雄	平成23年3月8日
黒田整形外科	同 市野上1-2-7	黒 田 均	同 年8月1日
武田外科	川西市多田桜木2-10-37-1-A	武 田 学	同 年10月1日
河崎歯科医院	同 市寺畑2-10-2	河 崎 顯 史	同 年11月21日
聖綾クリニック	同 市中央町7-24 ブロードビル4F	吉川巖	同 年12月1日
まつおかデンタルクリニック	南あわじ市沼島2409	松岡幸生	同 年11月1日
淡路調剤薬局東浦店	淡路市久留麻1875—1	ビザン薬品株式会社	同
岩屋調剤薬局	同 市岩屋983	株式会社ウィーズ	同

兵庫県告示第80号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成24年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
明石市立市民病院	明石市鷹匠町1-33	明石市長	平成23年9月30日
黒田整形外科	宝塚市野上1-2-7	黒 田 実	平成12年4月1日
ファミリーセンター歯科	同 市中山桜台2-2-1 ファミリーセンター2F	山野上 幹 雄	平成23年3月7日
武田外科	川西市多田桜木2-1-20	武 田 学	同 年9月30日
全快堂薬局川西店	同 市多田桜木 2 — 12 — 6 小野山ビル 1 F	有限会社全快堂	同 年11月30日
淡路調剤薬局東浦店	淡路市久留麻1875—1	ビザン薬品株式会社	同 年10月31日
岩屋調剤薬局	同 市岩屋982	株式会社ウィーズ	同

兵庫県告示第81号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

^^^^^^

平成24年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	辞退年月日
ふくはら歯科医院	南あわじ市広田広田字広地469―8	福原陽	平成24年1月12日

兵庫県告示第82号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護

支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成24年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日	
スプリングテラス明舞	明石市松が丘4―1―43	社会福祉法人明和会	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成23年11月1日	
アシストケアクラブ明 石	同 市船上町 7 —23 アーバ ンスクエア102	有限会社トイボックス	通所介護、介護予防 通所介護	同 年12月1日	
株式会社プリベン洲本 事業所	洲本市宇山3-10-2	株式会社プリベン	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年11月25日	
吉岡薬局	伊丹市宮ノ前1-4-17	株式会社吉岡薬局	居宅療養管理指導	同 年9月29日	
たいよう	同 市松ヶ丘1-86 メゾ ン・ヨシオモッタ1F	有限会社NBプランニ ング	通所介護	同 年12月7日	
天馬の家	相生市旭 1 — 5 — 10	社会福祉法人播磨西部福祉会	小規模多機能型居宅 介護、介護予防小規 模多機能型居宅介護	同 年11月18日	
ひびき社会福祉士事務 所	豊岡市幸町13―15―2 F	合同会社日々希	居宅介護支援	同 年12月5日	
尾上の郷小規模特養	加古川市尾上町池田830—1	社会福祉法人太子福祉 会	地域密着型介護老人 福祉施設	同 月1日	
株式会社ライフケア加 古川支店	同 市尾上町今福356—1	株式会社ライフケア	福祉用具貸与、特定 福祉用具販売、介護 予防福祉用具貸与、 介護予防特定福祉用 具販売	同	
尾上の郷ショートステイ	同 市尾上町池田830—1	社会福祉法人太子福祉 会	短期入所生活介護、 介護予防短期入所生 活介護	同	
デイホームわらべ	西脇市黒田庄町岡字桂松1068 —49	株式会社わらべ	通所介護、介護予防 通所介護	平成23年11月29日	
ヒューマンライフケア 宝塚の湯	宝塚市小林5-5-31	ヒューマンライフケア 株式会社	同上	同 年12月1日	
ケアプランセンターオ ーロラ	同 市伊子志1-7-15 伊 都ビル3F	医療法人社団オーロラ 会	居宅介護支援	同	
ひまわり薬局えびす店	三木市大塚244―5	有限会社ひまわり薬局	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	平成23年10月1日	
MV宝殿歯科	高砂市米田町島38	清 水 まり子	同 上	平成24年1月1日	
有限会社森田産業	川西市平野 2 —12—3	有限会社森田産業	福祉用具貸与、特定 福祉用具販売、介護 予防福祉用具貸与、 介護予防特定福祉用 具販売	平成23年11月1日	
福寿の家デイサービス	同 市大和西2-19-12	有限会社ランドホーム	通所介護	同 年12月8日	
聖綾クリニック	同 市中央町7―24 ブロー ドビル4F	吉 川 巖	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同 月1日	
めぐみ小野訪問看護ス テーション	小野市王子町1171	株式会社めぐみ小野訪 問看護ステーション	訪問看護、介護予防 訪問看護	平成23年11月25日	

ゆりのき居宅支援事業 所	三田市ゆりのき台2一1一3	特定非営利活動法人に しきシャクナゲ	居宅介護支援	同 月22日
デイサービスゆりのき	同上	同上	通所介護、介護予防 通所介護	同
はっぴいはうす小規模 多機能事業所	丹波市青垣町沢野96—3	株式会社足立住設	小規模多機能型居宅 介護、介護予防小規 模多機能型居宅介護	平成23年11月1日
ライフサポートスイートピー	川辺郡猪名川町紫合字山田西 原 4 —50	合同会社スイートピー	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年12月12日

兵庫県告示第83号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があった。

^^^^^

平成24年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
有限会社森田産業	川西市鼓が滝1-2-23	有限会社森田産業	福祉用具貸与、介護 予防福祉用具貸与	平成23年10月31日

兵庫県告示第84号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の 促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、施術を担 当する者を次のとおり指定した。

^^^^^

平成24年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

	施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
谷	井 晃 慶	たにい薬店・整骨鍼灸院	芦屋市大東町11—28	平成23年10月26日
三	宅 正 章	平山接骨院	朝来市新井626—6	同 年11月14日

^^^^^^

兵庫県告示第85号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成24年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

	施術者	施術所名称	所在地	廃止年月日
2	并 晃 慶	たにい整骨鍼灸院	芦屋市大東町10─12	平成23年10月25日

兵庫県告示第86号

介護保険法(平成9年法律第123号)第76条の2第3項の規定により、次の事業者に同条第1項の勧告に係る措置をとるべきことを命じた。

平成24年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 サービスの種類

通所介護

2 事業 (開設) 者の名称 株式会社えらぶの郷

3 事業所の名称及び所在地

えらぶの郷 神戸市中央区宮本通2丁目3-13

4 命令年月日

平成23年8月10日

5 命令の内容

平成23年10月11日までに、平成23年4月19日付けで行った勧告に係る措置(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第95条第1項に定める設備に関する基準を満たすこと。)をとること。

兵庫県告示第87号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の8第3項の規定により、次の事業者に同条第1項の勧告に係る措置をとるべきことを命じた。

^^^^^^^^^

平成24年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 サービスの種類
 - 介護予防通所介護
- 2 事業 (開設) 者の名称

株式会社えらぶの郷

- 3 事業所の名称及び所在地
 - えらぶの郷 神戸市中央区宮本通2丁目3-13
- 4 命令年月日
 - 平成23年8月10日
- 5 命令の内容

平成23年10月11日までに、平成23年4月19日付けで行った勧告に係る措置(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)第99条第1項に定める設備に関する基準を満たすこと。)をとること。

兵庫県告示第88号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成24年1月27日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成24年1月27日

^^^^^

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	道路	の <u> </u>	区域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
	姫路市阿保字屋敷甲254番1から 同 市北条字川原ノ西448番8まで	旧	6.0から 41.0まで	901. 0	

県道 白浜姫路停車場線	姫路市阿保字屋敷甲254番1から 同 市北条字川原ノ西448番8まで 姫路市阿保字屋敷甲254番1から 同 市北条字北尾923番1まで	新	6.0から 41.0まで 20.0から 50.0まで	901. 0 963. 0	予定地
	旧	3.0から 36.0まで	820. 0		
県道 姫 路 環 状 線		新	3.0から 36.0まで	820. 0	
		ועה	36.0から 51.0まで	806. 0	予定地

兵庫県告示第89号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士の免許を取り消した。 平成24年1月27日

^^^^^

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(l) 免許の取消年月日 平成24年1月11日
 - ② 建築士の氏名

但 馬 茂

③ 建築士の区分及び登録番号

(二級)神戸第2351号

(4) 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2第1号に基づく届出があったため。

- 2(1) 免許の取消年月日平成24年1月11日
 - ② 建築士の氏名

房谷恵介

③ 建築士の区分及び登録番号

(二級) 第450014号

(4) 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2第1号に基づく届出があったため。

兵庫県告示第90号

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和39年法律第145号)第26条第1項の規定に基づき、神戸国際港都建設工業団地造成事業西神第3地区工業団地造成事業に係る工場等の敷地の造成に関する工事が次のとおり完了した旨、神戸市長から届出があった。

^^^^^

平成24年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 工事が完了した工区の名称 第20工区及び第21工区
- 2 工事が完了した地域の名称 神戸市西区見津が丘6丁目10 外4筆 同 市同区見津が丘7丁目5 外2筆
- 3 工事完了年月日 平成23年10月31日

4 事業の施工計画を定めた者の住所及び氏名 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市 代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成24年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請受付年月日 平成24年1月11日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称 特定非営利活動法人高次脳機能障害ピアサポートひまわりの家
 - ② 代表者の氏名 佐 原 美津子
 - ③ 主たる事務所の所在地 宍粟市山崎町段194番地1
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、交通事故や病気などによって脳に損傷を負い、後遺症として高次脳機能障害を持った者及びその家族に対して、それぞれの障害についての正しい知識の普及と情報提供を行い障害者本人の社会復帰、社会参加の促進を図る事業を行うとともに、世間の誰でもがなりうる、脳障害に対し理解を深めることによって高次脳機能障害者とその家族が安心して社会生活を営める環境を築くことに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成24年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請受付年月日 平成24年1月11日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称 特定非営利活動法人社会福祉交流協会
 - (2) 代表者の氏名 中 嶋 千恵子
 - ③ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区下山手通3丁目15番10-507号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者、および若年未就労者、ドメスティックバイオレンス被害者、シングルマザーなどのいわゆる生活弱者に対し、就労に対する相談、助言、職業技術の習得・訓練、就労の推進の事業を行い、これらの人々の生活の向上と相互交流を図ることにより、地域社会における福祉の増進に寄与することを目的とする。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第3項に基づく対策工事等完了公告

^^^^^^^^^^

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第14条の規定に

より協議が成立した次の特定開発行為に関する対策工事等は、完了した。 平成24年1月27日

阪神南県民局長 藤 田 隆 司

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 芦屋市劔谷9番1
- 2 特定開発行為に係る協議が成立した者の住所及び氏名 芦屋市精道町7番6号 芦屋市長 山 中 健

労 働 委 員 会 公 告

審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法 (昭和24年法律第174号) 第27条の18並びに審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する 規則(平成17年兵庫県労働委員会規則第4号)第4条第1項及び第2項の規定により、平成24年における審査 の期間の目標及び平成23年における審査の実施状況を次のとおり公表する。

平成24年1月27日

兵庫県労働委員会 会長 滝 澤 功 治

- 1 平成24年における審査の期間の目標
 - 当委員会は、平成24年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。
 - (1) 単純な団体交渉拒否事件
- 6月
- ② 標準的な事件
- 1年3月 ③ 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間
- (注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっているものをいい、特に複雑な事件 とは、複数の労働者の査定差別が争点となっている等、主張の内容が複雑なものをいう。
- 2 平成23年における審査の実施状況
 - (1) 取扱事件数

区分	取扱件数	終結事件	翌年への繰越し	
単純な団体交渉拒否事件	6件	4件	2件	
標 準 的 な 事 件	12件	9件	3件	
特に複雑な事件	3件	0件	3件	
計	21件	13件	8件	

(2) 審査期間の状況 (平成23年中に終結した事件)

ア 単純な団体交渉拒否事件

終結区分	係 属 日 数			
\(\tau_{\\ \tau_{\tau_{\\ \tau_{\tau_{\tau_{\\ \tau_{\\ \tau_{\\ \tau_{\\ \tau_{\\ \tau_{\\ \tau_{\\ \tau_{\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	最 長	最 短	平均	
命 令 · 決 定	229 日	229 日	229日	
和解・取下げ	414日	101日	238日	
総 平 均	_	_	236日 (約8月)	

イ 標準的な事件

終結区分	係 属 日 数			
/於小日 <i>△</i> //	最 長	最 短	平均	

命 令 · 決 定	470日	403日	437日
和解・取下げ	294日	129日	207日
総 平 均			258日 (約9月)

(3) 個別事件の審査の実施状況(平成23年中に終結した事件)

事件番号	終結区分	係属 日数	調査回数	審問回数	和解回数	尋 問 証人数	備考
平成22年 (不)第1号事件	命令(棄却)	470日	7回	4回	0回	5人 (10人)	標準
平成22年 (不)第2号事件	命令(棄却)	403日	6回	3回	0回	2人 (4人)	標準
平成22年 (不)第5号事件	取下げ(関与和解)	294日	5回	2回	2回	7人 (13人)	標準
平成22年 (不)第6号事件	取下げ(関与和解)	414日	9回	0回	1回	0人(0人)	団交拒否
平成22年 (不)第7号事件	取下げ(関与和解)	277日	7回	0回	2回	0人(0人)	標準
平成22年 (不)第9号事件	取下げ(自主和解)	199日	5回	0回	0回	0人(0人)	標準
平成22年 (不)第11号事件	取下げ(自主和解)	129日	3回	0回	0回	0人(0人)	標準
平成22年 (不)第12号事件	取下げ	210日	4回	0回	1旦	0人(0人)	標準
平成22年 (不)第13号事件	取下げ(関与和解)	198日	4回	0回	2回	0人(0人)	団交拒否
平成23年 (不)第1号事件	命令(一部救済)	229日	5回	1回	0回	0人(0人)	団交拒否
平成23年 (不)第2号事件	取下げ(関与和解)	140日	4回	0回	2回	0人(0人)	標準
平成23年 (不)第3号事件	取下げ(関与和解)	197日	5回	0回	1 回	0人(0人)	標準
平成23年 (不)第4号事件	取下げ(自主和解)	101日	4回	0回	0回	0人(0人)	団交拒否

⁽注1) 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

⁽注2) 「備考」欄の「団交拒否」とは単純な団体交渉拒否事件を、「標準」とは標準的な事件を意味する。